

22財第230号

平成22年10月22日

各 部 局 長  
愛 知 県 企 業 庁 長  
愛 知 県 病 院 事 業 庁 長  
愛 知 県 議 会 事 務 局 長 殿  
愛 知 県 教 育 委 員 会 教 育 長  
愛 知 県 各 種 行 政 委 員 (会) 事 務 局 長  
愛 知 県 警 察 本 部 長

愛 知 県 副 知 事

#### 平成23年度予算編成について（依命通達）

我が国の経済は、企業収益が改善しているものの、景気は、このところ足踏み状態となっており、失業率が高水準にあるなど厳しい状況にあります。

また、急激な円高による輸出採算の悪化などから、この地域の主要産業である自動車関連企業の業績悪化が懸念されるところです。

こうした経済情勢から、県税収入をとりまく環境は引き続き厳しく、平成23年度予算編成に向けては、今後の企業収益や景気動向の慎重な見極めが必要となります。

また、国の来年度予算の概算要求では、財政運営戦略に沿って地方交付税などの地方一般財源総額は今年度と同額を確保するとの内容にとどまっていることや、さらに、地方向け補助金の一括交付金化など不透明な部分もあることから、国の動向を十分注視し、的確に対応していく必要があります。

このような情勢において、平成23年度の予算編成に取り組むこととなります。その前提として歳入、歳出の状況を展望すると、歳入の大宗をなす県税収入については、企業収益の大幅な回復なくしては、税収の回復をのぞめない税収構造となっていますので、急激な円高などにより企業収益の下押し懸念が強まっている状況であることを踏まえると、今後も厳しい税収状況が続くことを覚悟する必要があります。

一方、歳出面においては、公債費、扶助費を始めとする義務的経費が確実に増加するほか、社会情勢の変化や多様化する行政ニーズに的確に対応していく必要があります。

こうした状況から、平成23年度も引き続き多額の財源不足が見込まれますが、基盤が枯渇するなど財源確保の方策は非常に狭まってきており、極めて厳しい財政運営とならざるを得ません。

このため、歳入については、来年度も地方交付税の交付団体となることが見込まれることから地方財政措置の確保に努めるとともに、歳出についても事務事業の見直しに全力で取り組み、持続可能な行財政基盤の確立を目指していく必要があります。

このように、厳しい環境の中での予算編成となりますので、「愛知県第五次行革大綱」の取組を着実に進め、真に必要な分野に、限られた財源を重点的かつ効率的に配分することを基本とし、次に掲げる事項を目標として、下記に十分留意の上、予算を編成するものとします。

なお、明年には、知事選挙が行われることから、当初予算の性格は「骨格予算」として編成します。

- 1 安心できる健康・福祉社会づくり
- 2 安全で災害に強い地域づくり
- 3 新しい時代を拓く人づくり
- 4 世界をリードする産業中枢づくり
- 5 持続可能な循環型社会づくり
- 6 多彩な交流が展開される愛知づくり
- 7 分権・協働・行革の県政づくり

#### 記

1 行政活動計画の立案に際しては、「愛知県予算編成方式要綱」によることとし、県民にとって真に必要な施策を的確に把握するとともに、現下の極めて厳しい財政状況にかんがみ、政策目的と具体的な施策との相互関係を十分検証した上で、制度・施策そのものの廃止・休止をも含めた徹底的な見直しを行うこと。

また、「愛知県第五次行革大綱」及び「政策指針2010-2015」との整合性にも配慮し、現在、直面している多様な課題に的確に対応すること。

- 2 行政活動計画の立案に当たっては、従来にも増して重点化、効率化に努めることとし、事業の所要額を十分精査の上、必要最小限の額で立案すること。
- (1) 義務的経費及びこれに準じその性質上削減が困難な経費、法人事業税超過課税充当事業費については、緊急性、重要性を勘案した上で、必要最小限の額で立案すること。
- (2) 集合的公共事業については、平成22年度当初予算一般財源額（県債及び一般財源的収入を含む。）の10パーセントの節減を行うこと。
- (3) 政策的重要経費については、特に措置を必要とする経費を除き、重点化、効率化、計画見直し等により、平成22年度当初予算一般財源額（県債及び一般財源的収入を含む。）の原則30パーセントの節減を行うこと。
- (4) 一般行政経費については、各部局における自主的な事務事業の見直しを促進するため、枠配分方式としていることから、行政評価制度の積極的な活用などにより、付与した財源の範囲内で、各部局長の判断と責任において事業毎に一律的な削減を行うことなく、関係者等と十分に調整を図りながら真に必要な施策へ重点配分すること。
- 3 行政評価制度の活用に際しては、成果重視の視点から施策目標を達成するための寄与度が低い事業は、廃止・休止を含めた抜本的な見直しを図ること。  
また、行政及び民間との役割分担の観点に留意しつつ、NPOとの協働や企業との連携などについて、積極的に検討すること。
- 4 監査、監察等による指摘事項などについては、事業内容及び執行方法等を十分検討して、その改善に努めること。
- 5 各部局に共通する行政課題については、事業の競合を避け、事業効果をより高めるため、関係部局相互の連絡を一層密にして、その調整に努めること。
- 6 債務負担行為については、将来の財政運営を圧迫する要因ともなるので、制度本来の趣旨に沿って適切な運用を図るものとし、歳出予算と一体的に検討して、やむを得ないものにとどめること。
- 7 繰越明許費については、必要最小限の額に限定して計上するものとするが、これは不測の事態をも考慮したことであり、歳出予算については、当然に年度内の事業完成を前提とするものであること。

- 8 特別会計及び企業会計については、特にその設置の趣旨を十分に踏まえ、経営改善に努め、健全な計画に基づいて編成すること。
- 9 一部事務組合、出資法人等に対する財政的支援については、将来的な財政負担に配慮し、各団体の収支及び中・長期的な経営計画を的確に把握した上で、検討を行うこと。

担当 総務部財政課調査・予算第二グループ  
内線 2146